

6.10 自然との触れ合い活動の場

6.10.1 環境保全のための措置

6.10.1.1 予測に反映した措置

- ・「北区緑の基本計画2020」等の自然との触れ合い活動の場に係る各種計画等を考慮した緑化計画を実施する。

6.10.2 評価の結果

6.10.2.1 工事の完了後

(1) 自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度

現況と同様の配置に再整備し、十分な緑地を確保する。また、新たに植栽する樹木は「北区緑の基本計画2020」に基づき、面的・線的な樹木の植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。

したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」及び「北区緑の基本計画2020」に示されている施策を満足するものとする。

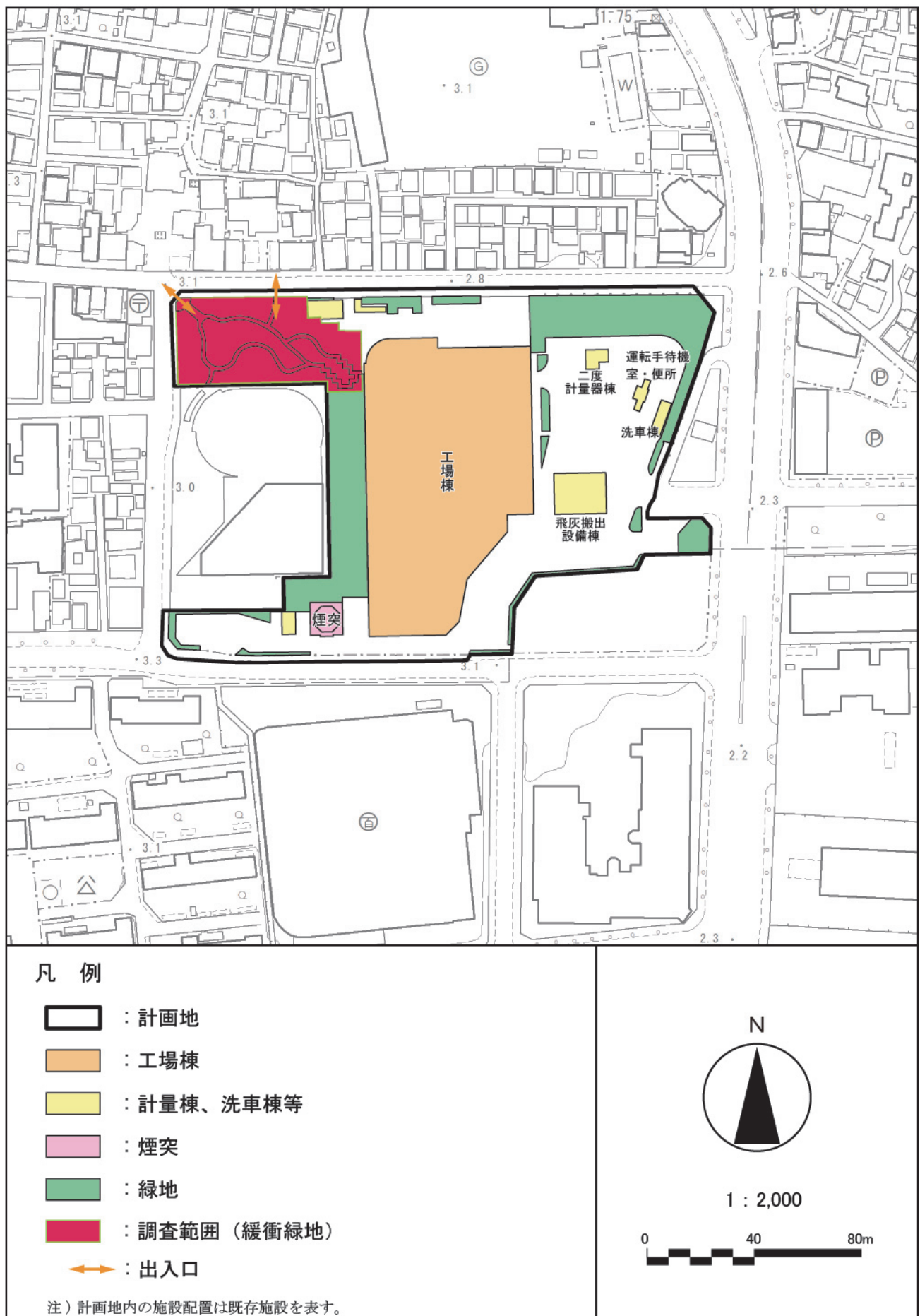


図 6.10-1 自然との触れ合い活動の場調査地点

6.11 廃棄物

6.11.1 環境保全のための措置

6.11.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表6.11-1に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような工事計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。

また、再資源化等の再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認し、報告する。

なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。

表 6.11-1 環境保全のための措置（工事の施行中）

項 目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	・設計から施行までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。 ・型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。
廃棄物の有効利用	・コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 ・その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 ・金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 ・廃プラスチック類は、マテリアルリサイクルが困難なものについては発電燃料としてサーマルリサイクルする。
建設発生土の有効利用	・建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	・上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 ・解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理産業廃棄物の適正処理	・特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。

(2) 工事の完了後

施設の稼働時における環境保全のための措置は、表6.11-2に示すとおりである。

表 6.11-2 環境保全のための措置（工事の完了後）

項 目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の適正処理	・飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。 ・今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量のさらなる削減に努めていく。 ・主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

6.11.2 評価の結果

6.11.2.1 工事の施行中

(1) 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約15.7万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

(2) 建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法

計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約7.0万m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処分する。

したがって建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

6.11.2.2 工事の完了後

(1) 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約2.0万t/年である。

飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。

今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰(主灰及び飛灰)の資源化について推進し、埋立処分量のさらなる削減に努める。

したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

6.12 温室効果ガス

6.12.1 環境保全のための措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

6.12.1.1 予測に反映した措置

- ・ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行う。
- ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給する。
- ・太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。

6.12.1.2 予測に反映しなかった措置

- ・地上部及び屋上緑化等を推進し、二酸化炭素の吸収量の増加及び建物の断熱を図る。
- ・LED照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用等により再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。
- ・ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、工場内の蒸気式空気予熱器などに使用する。
- ・東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。
- ・高効率モータなど省エネルギー機器を積極的に導入する。

6.12.2 評価の結果

6.12.2.1 工事の完了後

(1) 温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度

計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約19.6万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は、約14.1万t-CO₂/年と予測する。

本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率モーターやLED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。

したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。

7 対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図7-1に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲（半径1.1km）とした。

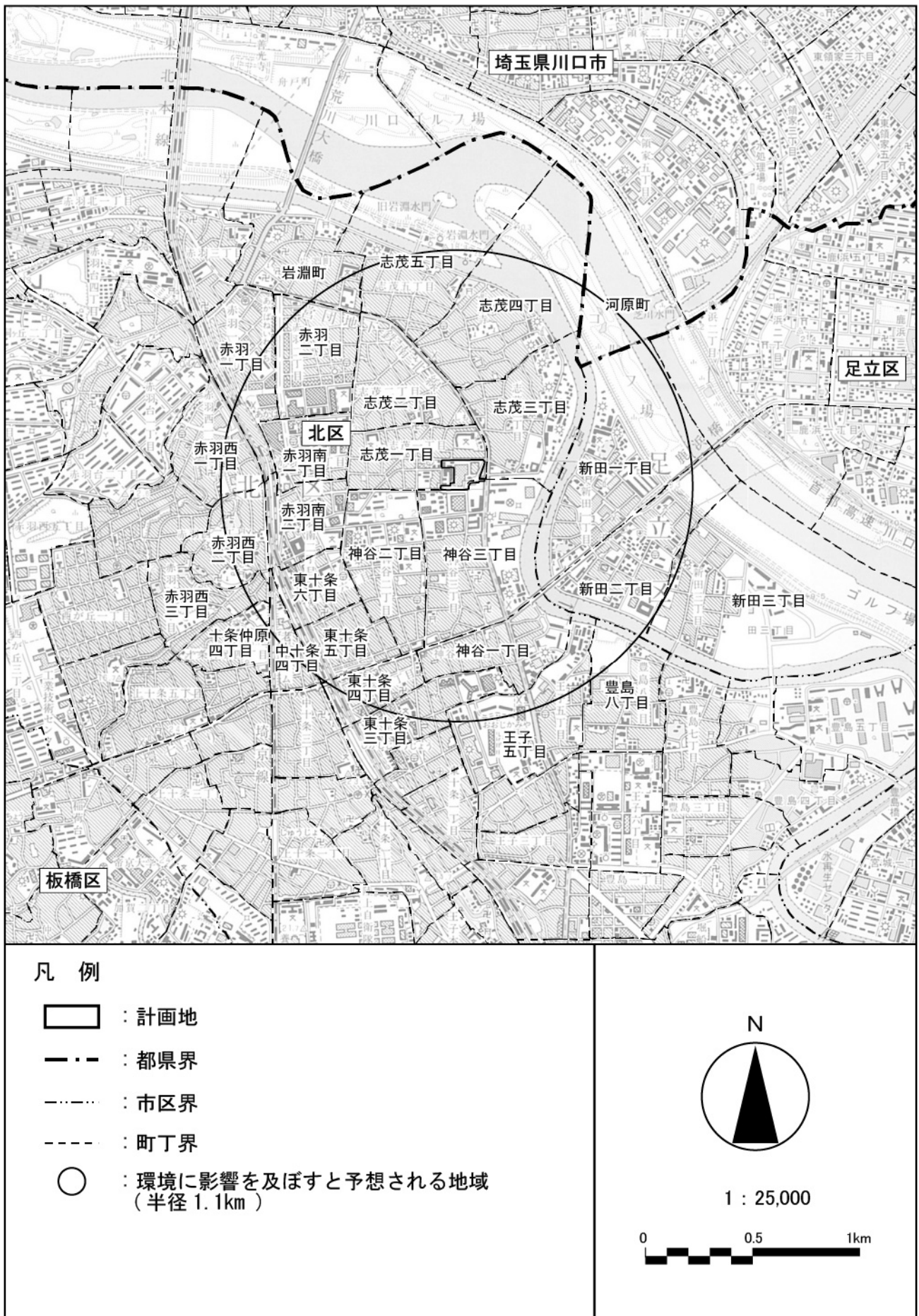


図 7-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域

8 調査計画書に対する知事並びに都民、周知地域区長及び近隣県市長の意見

8.1 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

【悪臭】

敷地境界における臭気指数の予測において、ごみ収集車両のプラットホームへの出入り口が不明確なことから、現況調査及び予測地点の選定に当たっては、出入り口を明らかにした上で、適切な位置に設定すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点についても予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

8.2 調査計画書に対する都民、周知地域区長及び近隣県市長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が1件、周知地域区長（北区長、足立区長）からの意見書が2件提出された。都民及び周知地域区長からの意見の概要は以下のとおりである。

〈都民からの意見〉

- (1) まず、視覚については、いくつかの検証項目が設定されておりますが、調査地点として、遠隔地(中景)、近接地(近景)、隣接地となっており、調査検証方法が、眺望写真撮影、天空写真撮影、完成予想図(フォトモンタージュ)合成等となっています。街並に馴染んだ、景観、及び、威圧感の低い建築に対してのみで有り、建築の持つ、美しさ、美的センスに訴えたものでは有りません。
- (2) 近隣に生活圏を持つ地域住民が、日常的に触れ合う建築の持つ子供たちへの将来的展望に対する間接的影響等を考慮したものでなければなりません。
- 次に、建築計画案(立面図、完成予想図)を拝見したところ、全くデザインされて、おりません。平面をそのまま、立ち上げただけのものだと思います。機能性のみのものに、ちょっとした、木材の使用を加えただけです。
- (3) 幣所の構想では、日照時間多壁面については、地域住民の要望でもある、壁面緑化、日照時間少壁面については、カーテンウォール等を用いた建築デザインによる対応、または、様式建築を取り入れた壁面計画等を考えております。また、この構想は、温室効果ガス低減にも寄与するものであります。そして、臭覚についてもです。子供たちに対して、歴史的価値観を与えるものになる可能性も秘めております。

〈周知地域区長（北区長）からの意見〉

総論

周辺の環境保全に配慮した事業計画とするとともに、事業実施時においては、技術進歩等を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努められたい。

区民からの意見・要望については、十分に検討し、環境保全のための適切な措置を講じられたい。

工事期間中や施設稼働後における周辺住民からの声に対しては、可能な限り真摯に対応されたい。

環境影響評価図書を作成する際には、調査及び評価の方法などについて、平易な文章で表現するなど、区民が理解しやすいものとなるように努められたい。

各論

1. 大気汚染

- (1) 工事関係車両は、可能な限り低公害車や最新規制適合車を使用するよう努められたい。

- (2) 調査する物質として二酸化窒素を選択する場合は、窒素酸化物も併せて調査する旨が技術指針に記載されているが、本事業においては窒素酸化物を対象としないことについて理由を記載されたい。
- (3) 微小粒子状物質について、今後、予測・評価手法が確立された場合は、予測・評価の項目とされたい。
- (4) アスベストの使用状況の事前調査に当たっては、最新の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）に則って実施し、調査に漏れがないよう万全を期すこと。また、アスベストの使用が判明した場合には、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）その他、関係法令を遵守して適切に対応すること。
- (5) 長期にわたる工事であり、近隣には戸建住宅等が所在することから、一般粉じんについて工事施行中の調査及び予測・評価項目に含めることを検討するとともに、飛散防止に可能な限り努められたい。

2. 悪臭

- (1) 解体工事前に実施するごみバンクの清掃は本事業の一環で実施されるものであり、また、清掃後の悪臭発生状況についても未知数であることから、工事施行中についても予測・評価項目とされたい。
- (2) 工事施行中に苦情が生じないように配慮されたい。
- (3) 敷地境界における調査地点については、プラットホームに最も近い位置にするなど、臭気強度が最も強いと考えられる位置とされたい。

3. 騒音・振動

- (1) 工事用車両や建設機械については、低騒音・低振動の機種を活用するなど、周辺住民の生活環境に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮されたい。
- (2) 既存工場はSRC造であり、地表からの深度も深いことから、解体時に著しい騒音、振動が発生することが予測される。低騒音、低振動の重機選定や防音パネル等の設置はもとより、低騒音、低振動の工法を採用すること。
- (3) 騒音規制法、振動規制法又は東京都環境確保条例による規制を受ける建設作業及び工場については、各法令において騒音又は振動の大きさの決定方法が定められているため、予測、評価にあたっては、ふさわしい方法を採用し、採用した方法が妥当であることを示す根拠も併せて記載されたい。
- (4) 計画地の南側には、比較的高さのある集合住宅が存在することから、高さ方向についても、調査並びに予測・評価することを検討されたい。
- (5) 低周波音について、現況及び主要機器の構成・配置に大きな差異がないこと等から予測・評価項目としないこととされているが、区民への低周波音の影響が懸念されるため、調査及び予測・評価項目に含めることを検討されたい。

4. 水質汚濁

既存の北清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封込め槽については、現行の土壌

汚染対策法で規定される方法と同等の方法により周辺環境から遮断され、また、本事業においては封込め槽に絡む作業はないとのことであるが、地下水保全について万全を期すため、封込め槽内の汚染土壌中の有害物質に係る項目に関し、工事の施行期間中を通じて地下水質の調査を実施されたい。

5. 土壌汚染

図8-4「現地調査地点位置図(土壌汚染)」において、調査地点が示されているが、本計画地は、土地の面積及び事業内容から、土壌汚染対策法第4条及び東京都環境確保条例第117条の対象であり、また、同条例第116条の対象となる可能性も現段階では否定できないことから、示されている調査地点の妥当性が不明である。これらの規制を受ける可能性を考慮した計画とされたい。

6. 地盤・水循環

建替え後の本清掃工場躯体等が、地盤や水循環に影響を与えることがないように慎重かつ十分な措置を講じられたい。

7. 日影

計画建築物の配置や形状を工夫し、日影の影響を可能な限り低減するように配慮されたい。

8. 電波障害

- (1) 計画建築物について、外壁の材質及び形状等の検討も行い、可能な限り障害範囲が小さくなるよう努められたい。
- (2) 工事期間中も含め、電波障害が発生したときは、適切に対応されたい。

9. 景観

周辺地域の景観との調和を考慮して、デザイン・色彩などに十分配慮するなど、可能な限り良好な景観の形成に努められたい。

10. 自然との触れ合い活動の場

評価の指標に記載されている「北区緑の基本計画」は、平成31年度に改定する予定である。改定以降は、新しい計画に基づいて評価されたい。

11. 廃棄物

工事施行中に発生する廃棄物等については、再利用および再資源化に努め、発生量の低減を図られたい。

12. 温室効果ガス

建替え後の本清掃工場においても、温室効果ガスの排出抑制に努められたい。

13. その他

- (1) 周辺に小中学校、保育園があることから、工事中の騒音、振動、粉じんに対する配慮や工事中及びごみ収集計画に対する車両走行ルートを通学路に対する配慮のほか、教育施設及び児童福祉施設の運営全般に支障がないよう計画されたい。
- (2) 工事計画日程・予定、工事時間等についての周知・説明について丁寧な対応をされたい。
- (3) 東京都北区みどりの条例の基準以上の緑化に努めるとともに、緑化計画の内容について、より詳細に記載されたい。
- (4) 図6-8「計画地周辺の建築物の高さ」に使用する地図は、最新のものを使用されたい。
- (5) 図6-9(1)「用途地域図(北区)」及び図6-9(2)「用途地域図(北区凡例)」に記載されている内容と、出典元資料の内容に一致していない点があるため、確認の上、訂正されたい。

〈周知地域区長（足立区長）からの意見〉

- 1 工場稼働後の大気（排気ガス、ばいじん）測定については、引き続き常時測定を実施すること。

9 その他

9.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条
水銀排出施設の設置届出	大気汚染防止法第18条の二十三

9.2 評価書案を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

評価書案の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 山崎 孝明 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 株式会社数理計画 代表者 : 代表取締役 深山 暁生 所在地 : 東京都千代田区神田猿樂町二丁目5番4号

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/10,000、1/5,000：「電子地形図25000」（国土地理院）

1/25,000：「1/25,000地形図(赤羽)」（平成13年5月発行、国土地理院）

「1/25,000地形図(草加)」（平成21年5月発行、国土地理院）

1/2,000、1/1,500：「東京都縮尺1/2,500地形図 平成27年度版」（東京都）

（この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成した。）

（承認番号：30都市基交著第69号）

令和 2 年 9 月 発行

印 刷 物 登 録

令和 2 年度 第 2 8 号

環境影響評価書案の概要

－ 北清掃工場建替事業 －

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 1 2 階
電話番号 03 (6238) 0915

印 刷 協和総合印刷株式会社
東京都江東区大島七丁目 3 7 番 2 号
電話番号 03 (3685) 6411

再生紙を使用しています。

